

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.143

No.143 2018.11.26

■ ハラスメント防止法の立法を求める集会を開催しました！

11月22日、日本労働弁護団主催により、「職場のハラスメント防止法を作ろう！」と題して集会を開催しました。集会には約200名の方に参加いただきました。

同集会では、新村響子事務局次長から職場のハラスメントの法制化についての動向が報告され、連合の黒田正和雇用平等局長からはILO条約採択を控えた国内法整備についてのご報告をいただきました。そして、UAゼンセン中央執行委員の森田了介さん、管理職ユニオン委員長の鈴木剛さん、MICの松元千枝さん、メディアで働く女性ネットワーク代表の林美子さん、ヤナセ労組中央執行委員長の武田玄明さん、社会福祉法人生光会職員労働組合書記長の佐々木佳子さんからも職場のハラスメントに対する取り組みについてのご報告をいただきました。

また、公立福生病院事件の原告である軽部徹さん、ビ・ハイア事件の原告である大山賢次さん、日本ファンド事件の原告である坂本貴久さんから、パワハラ of 深刻な被害実態とハラスメントを禁止する法律の早急な立法化の必要性をお話いただき、会場全体でハラスメント防止法の早急な立法化の必要性を共有することができました。

集会の最後には、職場のハラスメント防止法立法を求める集会アピールを採択し、成功裏に終わることができました。

日本労働弁護団では、セクハラ・パワハラに限らず、顧客等第三者からの攻撃を含めたあらゆるハラスメントを防止するための法律の制定に向けた立法提言を行っていますので、詳しくはホームページをご覧ください(<http://roudou-bengodan.org/proposal/>)。



■ ハラスメント防止法を求める署名を労政審に提出しました！

日本労働弁護団では、ハラスメント防止法を求めるネット署名を集めていましたが、11月26日に、厚労省に提出してきました。提出は同じく署名を集めていたWeToo Japanと共同で行い、合計で20,588筆（うち労働弁護団10,400筆）も集まり、関心の高さを厚労省に伝えることができました。

第三者ハラスメントについての措置義務やセクハラ・パワハラ of 禁止規定の法制化を実現すべく、ぜひ、審議を注視しましょう！

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790